

Business
Report
No.1512

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック
Part 1

「ふるさと納税ワンストップ特例」
一定要件に該当すれば確定申告不要

今月のトピック
Part 2

コスト管理で利益を生み出す



信頼と安心、そして未来へ…

YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/> ゆびすい 検索

0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

「ふるさと納税ワンストップ特例」 一定要件に該当すれば確定申告不要

ふるさと納税は、自分の生まれた故郷だけでなく応援したい自治体など、どの都道府県・市区町村に対する寄附でも対象に、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。

この税金の控除を受けるためには、これまで確定申告を受ける必要があったが、本年4月1日から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まり、一定の要件に該当すれば確定申告が不要となっている。

特例の適用要件は、(1)ふるさと納税先の自治体数が5団体以内であること、(2)ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告書の提出を要しない者であることの2つで、要件のいずれにも該当する必要がある。これらの要件を満たし、各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を出した場合、所得税控除額を含めた額が翌年度分の住民税から控除されることになる。

ただし、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や、医療費控除の適用など、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う人も、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要がある。また、特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出しなければならない。



税理士の目

大阪事業部 大谷侑輝

近年ふるさと納税を行うお客様が多くなってきています。今までふるさと納税による所得控除の適用を受けるためには確定申告を行う必要がありましたが、ワンストップ特例により一定の要件を満たせば確定申告をせずに、所得控除の適用を受けることができるようになりました。

なお、この所得控除は際限なくできるものではありません。一定の上限等、制度に対して不明な点は一度税理士等の専門家にご相談されてみてはいかがでしょうか。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ 創業65年を超える信頼と実績 200名を超える専門スタッフ 主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ 税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/> ゆびすい 検索 TEL: 0120-640-171 Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

今月のトピック
Part 2

コスト管理で利益を生み出す

■ 利益は出すべくして出すもの

「今年は何とか利益が出た」「今年は結果として赤字になった」という言葉をよく耳にしますが、この表現が必ずしも正しいとはいえないません。

なぜなら、利益は結果として「出る」ものではなく、経営者の強い意思で「出すべくして出す」ものだからです。

企業の最終目的は「利益を確保すること」ですので、利益確保を絶対条件とすべきです。

それでは、どうすれば必要とする利益を確保できるのでしょうか。

利益を確保する手段は2つあり、1つは、「売上増加によるもの」、もう1つは「コスト管理によるもの」です。

確保すべき利益額の目安としては、前年増加額、業界平均の経常利益率などがありますが、普遍的なものとしては、「一人あたりの利益」が挙げられます。

「一人あたりの利益目標」の目安としては、黒字が出ている企業であれば、黒字企業の水準の600～700千円/年を、赤字の企業は、少なくとも全企業平均の252～300千円/年は、目指したいところです。

	高収益企業平均	黒字企業平均	全企業平均
1人当たり売上高	22,968千円	19,536千円	17,052千円
1人当たり付加価値	10,584千円	7,836千円	6,972千円
1人当たり人件費	5,436千円	4,176千円	3,840千円
労働分配率(限界利益率)	51.4%	53.3%	55.2%
1人当たり経常利益	1,884千円	636千円	252千円

TKC経営指標(BAST)比較表(平成22年度版)

コンサルの目

中小企業診断士
山本淳一

コスト管理を効率よく進めていく上で重要なことは、「社員に当事者意識を持たせる」ことです。自分のお金なら無駄遣いに気を付けるのに、会社のお金なら平気といった当事者意識のなさがコスト管理における一番の問題です。

コスト管理をしないと会社の経営が維持できないという危機感を持たせることが必要です。

社員に当事者意識を持たせるためには、社長がコスト管理の方針を打ち出すとともに、幹部社員と一丸となってコスト管理を推進し、社員を巻き込んでいかなければなりません。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が…

- » 『独立開業』を考えている。
- » 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- » 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- » 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc….

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171 (月～金 9:00～17:00)

- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。

- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。(初回相談60分無料)
※ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。

- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。

- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。
小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、
その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。
是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171